

奈良県告示第三百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項又は第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和七年十二月二日

奈良県知事 山下 真

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
さくら薬局大和 高田根成柿店	大和高田市大字 根成柿一七四― 四	（名称） なごみ薬局	（名称） さくら薬局大 和高田根成柿 店	令和七年十月 一日
さくら薬局葛城 忍海店	葛城市忍海三一 五―二	（名称） おしみ薬局	（名称） さくら薬局葛 城忍海店	令和七年十月 一日
さくら薬局葛城 北花内店	葛城市北花内六 九一―三	（名称） はなうち薬局	（名称） さくら薬局葛 城北花内店	令和七年十月 一日